

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育総務課	1頁
	○ 三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	2頁
	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	3頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	3頁
告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の新調	教育総務課	4頁
	○ 公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示	教 職 員 課	5頁
	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示	保 健 体 育 課	6頁
訓 令	○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令	教育総務課	6頁
	○ 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	6頁
	○ 支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	7頁
	○ 三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	8頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	8頁
	○ 三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	9頁
	○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	9頁
	○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	11頁
	○ 三重県教育委員会における服務に関する規程	教 職 員 課	12頁
	○ 三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 課	12頁
	○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 課	13頁
人事異動	○ 三重県教育委員会委員の異動について	教育総務課	13頁

規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第二号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表地域機関及び教育機関の長印の項中

南伊勢高等学校度会分校（二）

を

南伊勢高等学校度会分校（二）

熊野青藍高等学校紀南分校（二）

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
機 関	職	機 関	職
事務局	副教育長 次長 総括市町教 育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教 育支援・人事監 学校防災推 進監 特別支援学校整備推進 監 子ども安全対策監 人権 教育監 専門監 副参事	事務局	副教育長 次長 総括市町教 育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教 育支援・人事監 学校防災推 進監 特別支援学校整備推進 監 子ども安全対策監 人権 教育監 専門監 副参事
教育支援事務所	所長	教育支援事務所	所長
埋蔵文化財セン ター	所長 副所長 副参事	埋蔵文化財セン ター	所長 副所長 副参事
総合博物館	館長 副館長 専門監 副参 事	総合博物館	館長 副館長 専門監 副参 事
斎宮歴史博物館	館長 専門監 副参事	斎宮歴史博物館	館長 専門監 副参事
美術館	館長 副館長 専門監 副参 事	美術館	館長 副館長 専門監 副参 事
図書館	館長 専門監 副参事	図書館	館長 専門監 副参事
高等学校	校長 准校長 教頭	高等学校	校長 准校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭	特別支援学校	校長 教頭
中学校（市町村 立学校職員給与 負担法（昭和二 十三年法律第百 三十五号）第一 条に規定する学 校を除く）	校長 教頭	市町村立学校職 員給与負担法 （昭和二十三年 法律第百三十五 号）第一条に規 定する学校	校長 教頭

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第四号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（小中学校教育課の分掌事務） 第十二条 小中学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 市町立幼稚園、市町等立小中学校及び県立中学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 県立中学校の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。） 三 幼児、児童及び生徒の就学に関すること（他課の所管に属するものを除く。） 四 （略） 五～七 （略）	（小中学校教育課の分掌事務） 第十二条 小中学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 市町立幼稚園及び市町等立小中学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関すること（他課の所管に属するものを除く。） 三 （略） 四 夜間中学の設置準備に関すること。 五～七 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第五号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の職務） 第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。 一～七 （略） 八 講師は、教諭、栄養教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 九～二十一 （略） （事務職員等をもって充てる職） 第六十七条 必要な学校に事務長を置く。 2・3 （略）	（職員の職務） 第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。 一～七 （略） 八 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 九～二十一 （略） （事務職員等をもって充てる職） 第六十七条 学校に事務長を置く。 2・3 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第6号

三重県教育委員会公印規則(昭和33年三重県教育委員会規則第19号)第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

令和7年3月28日

三 重 県 教 育 委 員 会

第1

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 公 印 名 | 三重県立熊野青藍高等学校長印 |
| 2 | 寸 法 | 方23ミリメートル |
| 3 | 印 影 | |



- | | | |
|---|---------|----------|
| 4 | 使 用 範 囲 | 公文書用 |
| 5 | 使用開始日 | 令和7年4月1日 |

第2

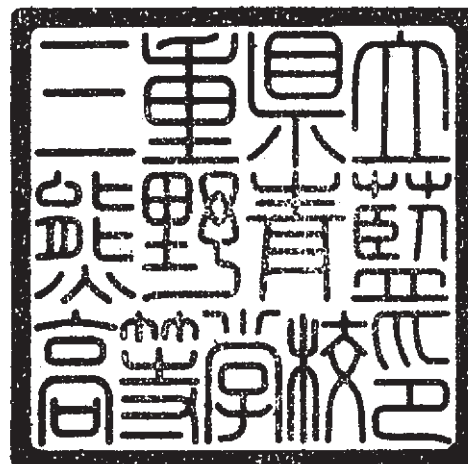
- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 公 印 名 | 三重県立熊野青藍高等学校長印 (二) |
| 2 | 寸 法 | 方23ミリメートル |
| 3 | 印 影 | |



- | | | |
|---|---------|----------|
| 4 | 使 用 範 囲 | 公文書用 |
| 5 | 使用開始日 | 令和7年4月1日 |

第3

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 公 印 名 | 三重県立熊野青藍高等学校印 |
| 2 | 寸 法 | 方60ミリメートル |
| 3 | 印 影 | |



- | | | |
|---|---------|----------|
| 4 | 使 用 範 囲 | 卒業証書用 |
| 5 | 使用開始日 | 令和7年4月1日 |

第4

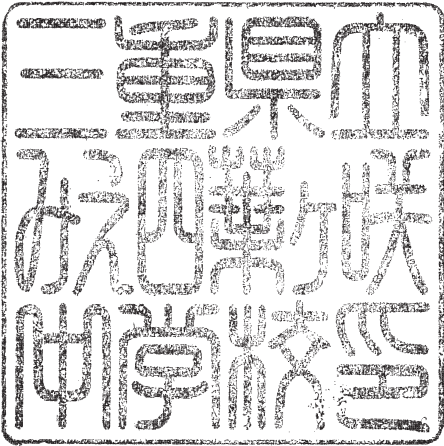
- 1 公 印 名
- 2 寸 法
- 3 印 影
- 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校校長印
方23ミリメートル



- 4 使 用 範 囲
- 5 使 用 開 始 日
- 公文書用
令和7年4月1日

第5

- 1 公 印 名
- 2 寸 法
- 3 印 影
- 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校印
方60ミリメートル



- 4 使 用 範 囲
- 5 使 用 開 始 日
- 卒業証書用
令和7年4月1日

三重県教育委員会告示第7号

公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示

公立学校職員海外旅行取扱要綱（平成3年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この要綱は、公立学校職員（三重県立の高等学校、特別支援学校及び中学校並びに三重県教育委員会の任命に係る市町立（学校組合立を含む。以下同じ。）の小学校、中学校及び義務教育学校の常勤の職員をいう。以下「職員」という。）の海外旅行に係る取扱いの適正を期するため、出張・休暇の取扱いの基準及びその手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この要綱は、公立学校職員（三重県立の高等学校、特別支援学校及び三重県教育委員会の任命に係る市町立（学校組合立を含む。以下同じ。）の小学校及び中学校の常勤の職員をいう。以下「職員」という。）の海外旅行に係る取扱いの適正を期するため、出張・休暇の取扱いの基準及びその手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第8号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7月3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪高等学校	運動場	<u>500</u>	松阪高等学校	運動場	<u>550</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定義)		(定義)	
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。		(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。	
ア (略)		ア (略)	
イ <u>三重県立高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高等学校、三重県立特別支援学校条例（昭和39年三重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特別支援学校及び三重県立中学校条例（令和6年三重県条例第4号）第1条に規定する三重県立中学校</u>		イ <u>三重県立高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校条例（昭和39年三重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特別支援学校</u>	
(4)・(5) (略)		(4)・(5) (略)	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第3号

各 県 立 学 校

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程（昭和37年教委訓第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第3項並びに他の法律及び条例の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する人事及び給与に関する事務のうち当該学校の職員に関する事務の一部を県立の高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「県立学校」という。）の校長に委任又は専決させることに關し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第3項並びに他の法律及び条例の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する人事及び給与に関する事務のうち当該学校の職員に関する事務の一部を県立の高等学校、特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長に委任又は専決させることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第4号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限（委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和42年三重県規則第16号）第2条第1項の規定に基づき、知事から委任された権限を含む。）に属する支出負担行為、財産、公債権の徴収及び私債権の徴収に関する事務のうち当該学校に関する事務の一部を県立の高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「県立学校」という。）の校長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限（委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和42年三重県規則第16号）第2条第1項の規定に基づき、知事から委任された権限を含む。）に属する支出負担行為、財産、公債権の徴収及び私債権の徴収に関する事務のうち当該学校に関する事務の一部を県立の高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第5号

各 県 立 学 校

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程（昭和63年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する公文書の開示の請求に対する決定及び通知の事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校、<u>特別支援学校及び中学校</u>（以下「県立学校」という。）の校長に専決させることに關し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する公文書の開示の請求に対する決定及び通知の事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校<u>及び特別支援学校</u>（以下「県立学校」という。）の校長に専決させることに關し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第6号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項(1)一般事務の表第10項第37号中「第45号まで」の次に「及び次項第37号」を加え、同表第11項第10号中「及び第3項」を削り、同号中「閲覧又は謄写」を「公表」に改め、同項第34号中「平成19年内閣府令第68号」の次に「。次号及び第36号において「規則」という。」を加え、同号中「第43条」を「第61条」に改め、同項第35号中「第50条第1項」を「第68条第1項」に改め、同項第36号中「第51条第1項」を「第70条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

37 条例第41条第1項の規定による 閲覧又は写しの交付			○					
---------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第7号

各 県 立 学 校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程（平成17年教委訓第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長の権限に属する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校、 <u>特別支援学校及び中学校</u> （以下「県立学校」という。）の校長が専決することに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長の権限に属する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校 <u>及び特別支援学校</u> （以下「県立学校」という。）の校長が専決することに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第8号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加 休暇	(略)	(略)	育児参加 休暇	(略)	(略)
私傷病	<u>会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療</u>	<u>一の年度において教育長が別に定める期間</u>			

養する必要がある、その
勤務しないことがやむを
得ないと認められる場合

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護等	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることという。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をすることという。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（「生理日の就業困難」、 <u>「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。</u> ）	一の年度において教育長が別に定める期間
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第9号

教育関係機関

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加 休暇	(略)	(略)	育児参加 休暇	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において教育長が別に定める期間			
別表第4（第11条関係）			別表第4（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子の看護等	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

公務上の 傷病	(略)	(略)	公務上の 傷病	(略)	(略)
			私傷病	会計年度任用職員（教育 長が別に定める者に限る。） が負傷又は疾病のため療 養する必要があり、その 勤務しないことがやむを 得ないと認められる場合 （「生理日の就業困難」、 「妊娠疾病」及び「公務 上の傷病」に掲げる場合 を除く。）	一の年度において 教育長が別に定め る期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第10号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会における服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会における服務に関する規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会における服務に関する規程（令和2年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 県立学校 三重県立高等学校条例（昭和39年 三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高 等学校、 <u>三重県立特別支援学校条例</u> （昭和39年三 重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特別 支援学校及び <u>三重県立中学校条例</u> （令和6年三重 県条例第4号）第1条に規定する <u>三重県立中学校</u> を いう。	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 県立学校 三重県立高等学校条例（昭和39年 三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高 等学校及び <u>三重県立特別支援学校条例</u> （昭和39年 三重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特 別支援学校をいう。

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第11号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。
第2条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に改める。
別表北勢地区教2号～5号の項及び北勢地区教6号～8号の項を削り、同表木本教3号の項中「木本高等学校長」を「熊野青藍高等学校長」に改め、同表紀南教8号～12号の項中「紀南高等学校長」を「〃」に改める。
附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第12号

各 県 立 学 校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令
県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第10条 削除	<u>（適用除外）</u> 第10条 この訓令は、常時勤務を要しない者には、 <u>適用しない。</u>

別表に次のように加える。

中学校	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2
		夏シャツ	1	2
	主として調理に関する業務に従事する職員	白衣又は白ズボン	2	1
		白帽又は三角巾	1	1
		ゴム長靴	1	1
		ゴム前掛	1	1

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 異 動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。
令和7年3月28日

三 重 県 教 育 委 員 会

就 任 横 山 史 子
任 期 令和7年3月25日から令和11年3月24日まで

退 任 栗 須 百 合 香
退 任 年 月 日 令和7年3月24日

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会